

**令和7年度第3回茅ヶ崎市文化財保護審議会
下寺尾遺跡群等保存・活用部会 会議録**

議題	議題1 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡保存活用計画について（審議） 議題2 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の確認調査について（報告）
日時	令和8年2月11日(水) 14時30分から17時00分まで
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎5階特別会議室
出席者氏名	（出席委員） 近藤会長、五味委員、田尾委員、岡本委員、箱崎委員、宇尾野委員、寺前委員、宮瀧委員 （オブザーバー） 神奈川県教育委員会文化遺産課：萩原主事 茅ヶ崎市教育委員会社会教育課：大村会計年度任用職員 （事務局） 【社会教育課】仲手川課長、三戸副主査、渡邊副主査、田中主任、金馬主任 佐藤主任、幾田主事
会議資料	議題1 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡保存活用計画について（審議）【資料1-1～1-5】 議題2 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の確認調査について（報告）【資料2・3】
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0人

会議録

○（仲手川社会教育課長）

- ・開会のあいさつ
- ・出欠委員の確認（過半数の成立）
- ・傍聴者の確認

○仲手川社会教育課長

ここからは、茅ヶ崎市文化財保護審議会規則第六条第1項に従いまして、近藤会長に進行をお願いいたします。

○近藤会長

本日はお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。議事を進めさせていただきたいのですが、一歩でも二歩でも先に進むという会議にしたいので、建設的なご意見をよろしくお願いいたします。

それでは議事なのですが、本日お諮りしたい審議案件として議題1、それから報告案件として議題2がございます。先ほど事務局から言われたのですが、先に「議題2 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の確認調査について」を行い、それから「議題1 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡保存活用計画について」を審議いたします。まず報告案件として「議題2 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の確認調査について」を事務局から説明をお願いします。

【議題2 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の確認調査について（報告）】

○事務局

史跡下寺尾官衙遺跡群・史跡下寺尾西方遺跡の確認調査について報告をさせていただきます。今回ご説明させていただくのが、以前より調査に際しましてご助言いただいております第25次調査、それから、所有者様からお声掛けがありまして、発掘調査を実施いたしました第28次調査について簡単にご報告をさせていただきます。事前に資料を配付させていただいたのと、お手元に調査の概報をお配りしております。調査につきましてはそちらの方をご覧いただければと思っております。スライドの方では写真等をお見せいたします。

西方遺跡第25次調査につきましては、10月24日に現地を見ていただきましてご助言をいただいたところでございます。下寺尾西方遺跡につきましては、茅ヶ崎市の北西部に位置している遺跡になっておりまして、25次調査の場所というのが、遺跡の中心というよりは、東側に分布する位置に当たっております。過去の調査から弥生時代の環濠と、それから古代の版築遺構が確認されている地点ということでその展開を確認するために調査を実施したものでございます。25次調査の概要でございますけれども、調査期間は令和7年9月1日から12月5日頃まで行っております。調査面積は、224㎡ほどになっております。調査で確認された主な遺構といたしましては、新しいもので、溝、落ち込み、土坑等。奈良・平安時代に比定されるものとしては版築遺構、それから溝、土坑、ピット等になっております。また古墳時代におきましては、竪穴建物が1件確認されておりまして、弥生時代につきましては、環濠と思われる溝を確認しております。今回、最終的な調査区の状況でございますけれども、今回の調査地点は2006年に、市教育委員会で確認調査を実施したトレンチがございました。それにかぶさるようにI区ということで約200㎡、20m×10mの調査区を設定しております。それから、調査の進捗に合わせて、そのI区の北側を拡張1.8㎡したのと、それからI区の南側に版築遺構のさらなる展開の確認のためにII区を設定した状況でございます。さらにこの敷地全体の状況を確認するために、1m×1mの調査区Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ区を設定いたしまして、版築遺構の展開を見たものになっております。

調査結果でございますけれども、I区の方は9月の当初から表土剥ぎを始めまして、10月

の終わりごろには版築遺構の範囲の確認をしております。10月4日には版築遺構の半分ほどが検出している状況と、少し周りから礫を確認した状況を見ていただいたかと思えます。I区の拡張が10月の終わりごろから始めておりまして、さらに同じような段階でII区の設定をして、遺構の確認をしております。11月19日には空撮連携ということで、全体像の方を確認して記録を作成しております。そこから必要な記録等を作成いたしまして、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ区を11月入ってから設定をして確認をしております。埋戻しは12月5日から1週間ほどかけて実施した状況でございます。その間、イベント公開活用の方もしておりまして、9月の半ばには茅ヶ崎北陵高校の北陵祭、それから9月中に、ドローンによる動画撮影の対応をさせていただき、10月5日には博物館のまち歩き、それから中止になってしまったのですが、10月26日に現地説明会を予定しておりまして、10月27日には、小出小学校の現場見学がございました。それから11月2日には、10月26日に行えなかった現地説明会の代わりというわけではないのですが、地元の方、それから研究者の方に現地を公開することができております。11月11日、12日につきましては、北陵高校の関係者の皆様にも現場を見ていただきました。11月19日は同じように、北陵高校の運営協議会として今回の発掘調査現場を見ていただいております。

実際の調査の状況を説明させていただきます。実際の調査前、このような状況で畑はしてないのですが、よく練られていて畑の状況を呈してございました。これがI区の状況で、20m×10mの状況でございます。これが表土剥ぎをした状況でございます。一部2006年当時の旧調査区の方を掘削した状況になっております。もうこの浅いところで地表から15cmで、関東ローム層のブロックが浮き出ているような状況が確認されましておそらく、版築遺構がかき回された後をとらえていたのだらうと思っております。別の角度で、2006年の調査区の確認状況でございます。さらに2006年当時の調査区の方、すでに掘られておりますので、そのサブトレンチ内容を精査いたしまして、環濠の確認をしております。概ね確認面から一転8mぐらいまでが底面の深さになっておりました。それから、2006年当時サブトレンチ内では、古墳時代の竪穴建物を確認しておりまして、配置としてはこのような形、平面プランになっております。赤い部分につきましてはカマドと思われる粘土塊、若干の焼土粒が確認されております。サブトレンチ内、少し精査を進めますと遺物の方が出てきておりまして、土師器の坏7世紀の第3四半期ごろではないかという所見をいただいております。古墳時代の後期の住居であろうということが確認をされております。これが拡大の写真でございます。この辺から10月の下寺尾部会後の状況になってくるかと思えます。当初、このような形で旧調査区の方を確認してこれから掘り下げを進めるという状況であったのですが、徐々に進めますと結果的にはこのような状況になっております。黄色く、真ん中に四角く確認されている部分が版築遺構と考えられまして、その周りに千点ほどの礫が分布しているような状況になっております。概報の方には、その分布の状況を図化しておりますので後程ご確認ください。何となく写真では、満遍なく分布をしているような状況ではございますけれども、実際現場で見ますと、やはり版築遺構に近づけば近づくほど礫の量が増しているような感覚がありました。礫の大きさとしては、大体6cmから10cm程度で拳大というよりかそれよりも少し小さいような、礫の分布でございます。その礫にまざってロクロ土師器、9世紀後半以降の遺物と思われるものが含まれておりました。ただし、中世陶器のようなものは含む状況ではございませんでした。

この確認状況を踏まえまして、当初、版築遺構の規模、平面を確認するという目的がございましたので、今この確認された状況におきましては、北側、画面の右手側に版築遺構が延伸することがわかりました。そのためI区の北側に、端が出ないかどうかの拡張区を設定してございます。その結果、この拡張区の範囲でも、版築遺構が確認されましてさらに北側に版築遺構が延伸するような状況が確認されました。従って、今回の敷地内では、版築遺構が終わらず、隣の北側の敷地に版築遺構が伸びるような状況が確認をしております。

ここで調査風景、このような形で調査をしているということのご紹介と、礫を取り上げつつですね、先ほどご説明いたしまして小出小学校の対応をしております。10月27日に小学校のコラボ授業という形で対応させていただいたのですが、このコラボ授業を聞いていた生徒が3人ほど、翌日に見えまして、ぜひ掘ってみたいという話をしてくれたので、安全に気をつけながら、一緒にこの礫の取り外し等をして、うまく作業員さんと一緒に版築遺構を掘るという

ことをしていただきました。少し余談になりました。

そのあとⅡ区の調査区のご説明させていただきます。当初、Ⅰ区の調査状況を踏まえまして、この辺に版築遺構が展開しているだろうとして設定したのが、2m×4mほどの長方形の調査区だったのですが、調査の結果、その中に収まらずよりⅡ区の方でも版築遺構が確認されたのですけれども、北側の端が出ず、延伸をした結果このようなT字の調査区になってしまいました。Ⅰ区に比べると、黄色い版築遺構の分布が少し見えにくくなっておりますけれども、版築遺構、ロームとして黄色が目立つ部分の上に暗褐色土が固く載っております。そういった状況もあって、コントラストが少し見えにくくなっている状況でございます。このⅡ区の調査をしていたところですね、画面でも少し見えておりますけれども、版築遺構に少し入り込むような形で、Ⅰ区の方で確認された、浮いている礫ではなくって、版築遺構に少し入り込むような形で、礫が検出されました。やはりこれも直径6cmから10cmくらいの拳大よりか少し小さいような礫が確認されておまして、少し攪乱されたところの下から部分的に確認されたのと、それから攪乱されていないところで、一部礫の方が集中して発見されております。このような状況を踏まえまして、この礫が版築遺構に伴う根石ではないかというような所見が生まれました。その状態で、調査状況といたしましては、全景空撮の方を撮っております。全体像としては、Ⅰ区とⅡ区がメインですけれども、全景の写真になってございます。図を載せますと、写真に対して、この間隔で版築遺構があるだろうと、後に図面で説明いたしますが、版築遺構と版築遺構の間隔は6.3mほどになっておまして、当初想定していた間隔より狭かったというような印象でございます。それから、環濠につきましても、しっかり確認されておまして、Ⅰ区の方では、サブレンチで下まで確認をしております。Ⅱ区の方につきましては、版築遺構と切り合うようなプランが、北側で確認されましたのでこのような、ほぼまっすぐ延伸する環濠を確認しております。こちらが北陵高校を見据えた調査地点との関係、写真でございます。これは少し広く撮った写真でございます。のちにご説明させていただきます第28次調査が、写真の右上になっております。こちらでは郡家を区画する溝の方が確認されております。その位置関係を示した写真になっております。ここに図を載せますと、概ねこのような溝とそれから版築遺構の関係になってございます。版築遺構につきましてはこの三つ並べておりますけれども、今回発掘調査をした25次調査の北側。画面でいうと、右側中央の方に第6次調査というのを実施しております。そこでも版築遺構が見つかっておるため、少なくとも1個、2個、3個の版築遺構がここに分布しているだろうということが分かります。環濠につきましても、概ね南北でまっすぐ北側の画面右側の行先が不明確ではありますが、概ねこのような分布になるだろうと想定しております。

こちらがⅠ区の真上から撮ったものでございます。図を乗せますとこのような形、敷地北側へまで版築遺構が延伸しているような状況です。環濠の分布もおそらくこのようになっているという状況でございます。Ⅱ区の方につきましては、このような形、ちょっと黄色い部分が見えづらい状況ですけれども、土の締まりから間違いはないだろうというふうに考えております。環濠の方もこのようなプランで、この写真でいう上側、北側の方で土の違いを確認しております。

版築遺構の細かい部分の説明になります。礫を取り去った状態での写真になっておまして、ロームと黒色土が分布しているのが分かるかと思えます。これが別の角度ですね。少し細かく土層の確認をしたところでございます。写真の通りやはり黄色いローム土と黒色土とかが互層状になっているのが、状況としては確認をされまして、この写真に写っている部分につきましては、部分的に版築が深くなっているような、そんな状況もございました。そのため版築自体が、一様な深さでされているというよりは、部分的に深くされている部分も見て取れたという状況でございます。この深くなっている部分につきましてはちょうど柱の痕跡が確認された場所になりまして、因果関係につきましては、まだはっきりできていない状態でございます。全体の状況としてはこのような形で、黄色と黒の互層がはっきり見えているところは見えているのですが、端になったりしますと少しブロック状になっていて、作り方も一様ではないと観察されます。また、一部、既存の地層の掘り込み事業の体をやはり成しておまして、七堂伽藍跡の方の金堂ほど深く掘るわけではございませんけれども、10cm、15cmくらいの掘り込みをもって掘り込み事業がされているような状況でございます。こちらが別の写真でございます。

続いて、版築遺構の方、Ⅰ区の版築遺構の柱痕跡でございます。Ⅱ区の方で礫の集中を見ました。おそらくそれが、仮に根石であって、柱の痕跡であれば、Ⅰ区の方でも認められるだろうということで改めて精査をいたしまして、再度、全体確認をした状況でございます。その結果、確かによく見ますと、版築に入り込むような形で浮いた状態ではなく、版築そのものではないと思いますが、少ししっかり締まった土の中から、礫の集中が見られる部分がございます。

こちらの写真は礫がないですが、これが柱痕跡といえるかというところではございますが、土の様相が違いますね。柱と思われる不定形の円形の範囲が、黒色土が多くて、その周りは版築のローム土が目立っているというような状況でございます。そのような状況全体に見まわしますと、ちょっと写真では見にくいですが、このような形で、4 cm×4 cm位の柱の痕跡がどうやらあるようだと思っております。別の角度での写真になります。実際図面に起こしたものでございます。黄色い部分がⅠ区の版築の版築遺構になっておりましてその上に紫色で柱の痕跡の範囲を示しております。版築遺構につきましては、確認された範囲で、南北、10.23 m、東西10.96 mになっております。正方位というよりか、西に4点、5度ほど傾くような状況でございます。版築の厚みも浅いところでは、あくまで確認の面からでございますけれども、浅いところでは10 cm、15 cm、深いところでは、攪乱の部分も含めて考えますと50 cmほどの厚みを持つところもありました。柱の痕跡を踏まえまると、3間3間、あるいは3間4間の建物が乗っていた可能性が指摘できます。それから、この図上ではございますけれども、柱の寸法2.4 mから2.6 mくらいを計測しておりまして、なお、北陵高校のグラウンドの方の正倉というのが柱寸法1.8 mから2.1 mほどになりますのでそれに比べるとやや広いというような状況でございます。それから環濠につきましては、幅3.5 m、深さ1.8 mの規模で確認をしております。底面の標高が12.2 mでございます。同じ環濠だと思いますけれども北側で確認している6次調査、それから南側で実施しました8次調査の環濠の底面は11.5 mを測っております。高さに差がございます。この理由についてはまだ検討中でございます。

Ⅱ区の平面でございます。Ⅱ区で確認された版築遺構につきましては、確認された範囲で、5.45 m、東西4.64 m、こちらは部分的な確認になっておりますので、角度がほぼ正方位に近い西に1度ほど傾くような版築遺構でございます。こちら厚さは最大で50 cmほど見えています。柱の痕跡を大きく二つを確認しておりますが、その間隔だけで言うと、柱寸法は2.1 mから2.4 m、Ⅰ区よりかは少し狭いかもしいませんが部分的な確認であるため、これについては誤差の範囲かもしれません。また、全部に柱が乗っていたとすると、3間3間が乗るかなというような状況でございます。環濠につきましても、Ⅰ区で確認した環濠を改めて土の違いで確認をされたというような状況でございます。

最後まとめになりますけれども、成果といたしましては、南北に繋がる版築遺構を今回二基確認しております。北側の第6次調査の成果を踏まえまると、版築遺構が3基、ここにあることは確実であろうかと思っております。隣り合う版築遺構の間隔はあくまで推定にはなりますけれども6.3 mほどになりまして、7世紀第3四半期の土器が出土した堅穴建物の上にⅠ区で版築遺構が作られておりますので、それよりは新しい、さらにロクロ土師器を含む層に覆われるということで、それよりは、古いという時代感になっておりまして直接的にこの版築の時期を示すものは、確認ができていない状況で、まだこれから検討するという状況でございます。さらに、根石と考えられる痕跡を確認したということで、これを踏まえまると、版築周辺に分布した礫の一部というのは、根石が攪拌された可能性はあるだろうというふうに見えています。ただ千点以上ございますので、これが全部根石に伴う礫かと言われると検討が必要かと思っております。もうすでに指摘がされておりますけれども、北側でも礫集中が見つかっておりまして、同じく根石の可能性が指摘できるだろうというふうと考えております。こちらが6次調査の写真で、より集中している礫が分布していることがおわかりになるかと思っております。課題といたしましては、今回の調査目的であった版築遺構の規模をとらえる部分につきましては、北側に版築遺構が延伸していたため、厳密にははっきり確認をできておりません。南北規模が不明な状態となっております。推定としては13.5 mでございますが、それから詳細な時期につきましてはこれからの要検討という状況になります。それから版築遺構の版築の厚みが場所によって異なること。これが柱痕跡と関連して、そのような作り方になっているのか、これも解釈としては

検討が必要かなというふうに思っております。また、写真では、さらっと流してしまったのですが、版築の下あるいは版築の脇に、浅い溝が構築されていました。版築の下では少し細い溝が半ばこうビシッというよりか不定形のような溝を確認されておりますので、官衙と版築との関連も今後検討していく内容かなというふうに考えております。

さらに弥生時代におきましては、成果といたしましては、環濠の位置、それから規模の方をサブトレンチで確認をできたことでございます。また、2006年当時の調査の報告を見ますと、調査区の方が少し東に寄っているような状況がございましたが今回改めて計測をいたしまして補正をしましたところ、すでに報告されていた内容の調査区の位置よりやや西側に分布することがわかりましたので、周辺の確認されている環濠の状況を見ますと、ほぼ南北にまっすぐ走行するというような状況が確認できております。また、南北に直線的に延びる環濠、やはり断面V字ということで、外側環濠の逆台形ではなく外側環濠でありながらやはりV字であることは確実にしております。底面標高につきましては12.2mという状況でございます。課題といたしましては、周辺成果と異なる底面標高ということで、もちろん地形に合わせて作っている部分があるとは思いますが、その辺の所見につきましては、周辺状況の少し調査が必要かなというふうに考えております。また、特徴的に、環濠の上層には大粒のスコリアが分布しております。こちらの所属時期につきましては、今後の検討をしていきたいというふうに考えております。それに関連して、この大規模な環濠、大きな溝としての埋没時期、それから掘根源については、少し土の残り具合にも関連して検討を進めていく予定になっております。簡単ではございましたが、25次調査の報告は以上とさせていただきます。続いて28次調査のご報告をしてもよろしいでしょうか。

○近藤会長

はい。よろしいです。

○事務局

続いて、西方遺跡の第28次の確認調査についてご報告させていただきます。こちらはちょうど25次調査を行っていて、それと同時期に調査をしたもので、こちらの画面に映っているところの右上の畑の部分。ちょうど今黒いひし形に全景という字がありますけれどもちょうどそこにかぶっている畑の部分での調査になります。調査の要因としましてはこの畑を今後駐車場として人に貸したいというところで、地権者さんが駐車場にする上で、例えばコンクリートブロックですとか、碎石と土の入れ替えに際してどこまでだったら、下の遺跡を傷つけないのか協議をしたいということもあって、確認調査を実施しました。こちらの場所につきましては、右側の道路部分のところで、1991年に西方A遺跡第2次調査というのをしております、社会教育課職員の富永氏が、そこで古代の関連する区画の溝だという深いV字に呈するような溝を確認しております。また左側ずっといった先に交差点があるので、そちらで、西方遺跡の調査をしている中でもまた溝が見つかっておりますので、ちょうど今まで見つかった溝と溝の間の部分を掘るということです。目的の一つは駐車場の工事が影響することがどこまで許されるのかという範囲を見つけること、もう一つは、課題となっていた延長する官衙に関連する溝の位置を特定するというので調査を実施しました。

調査期間は11月10日から11月28日までで、調査区をⅢ区入れまして、全部で計26.1㎡を調査しております。こちらは手掘りの調査をいたしました。そのため調査区が一つ一つ幅1mとやや狭いのですが、その中で調査区の1番と3番というところで、溝の延長を確認しております。確認された溝を点に落とすところの、今表示している白線の部分を通るような形になります。この溝が残っていた場所についてもずっと畑として使われておりましたので、かなり上の堆積は畑の攪乱によって壊されておりました。ただ、それでも深さとしては1.2m、幅としてはおそらく復元すると全幅5.2m近くになると思われる古代の溝を確認しております。

なお今回の調査区では5.2mの全幅は見つけきれず、3mほどを確認しております。この今白い線を引いているところよりは若干南側の道路部分にかけて、溝はもう少し幅があるものと思われれます。断面の形状につきましては、V字型よりゆるいU字型の下に、一本、ちょっと一段深くつくような、そういう形をしております。配布資料の最後から3枚目のⅢ区の断

面図の形状がそれになります。堆積量なのですけれども、下の方に行くとローム層などを掘り込んでいるので、やや粘性の高い土になるのですけれども、この断面図のうちの1番、2番、3番のあたりは、大体1cmから2cmぐらいの大粒のスコリアを多量に含む堆積でした。最初はちょっとスコリアの多い部分が溝なのかなと思って掘っていて、若干底面の形がわかりにくくなったこともあったので、田尾委員と大村オブザーバーに現地を見て指導をしていただきました。その結果ですね、底面の形状が把握できて、部分的ですけれども、溝状遺構の半分を完掘できたので、堆積を確認することができました。時期としてはこの堆積土の1番と3番の境ぐらいのところで、須恵器の高坏が台部分だけですけれども、出ていますが、それはちょっとどちらかというところと混入かなというところ、時期としては、やはり古代なのだろうと考えております。ただ、決定的な時代を示す遺物が出なかったもので、若干年代幅は絞ることが難しいと思っています。ただ、弥生の土器の破片も出てくるのですけれども、かなり小さく、摩滅しているものもありましたので、この溝に伴うというよりは、周囲にある弥生の遺構から供給されたものではないかと考えております。小規模の調査でしたのでこれ以上のことは現状わかっておりませんが、おおよそ、深さ40cmくらいまででしたら、遺構に当たることがないので、工事の計画の方は20cmまでで影響が済むような形に設計をしていただけました。この件については、おおよそ影響がないかなと立ち会いをして工事を見ればよろしいのではないかと考えております。

また地権者さんはこちらの土地のことですか、25次調査の方の見学もされていますので、史跡指定のお話もできていて、指定に対して非常に前向きに取り組んでいただけのご返事をいただいておりますので、今後はこの場所についても史跡の指定を考えています。

○近藤会長

自由にご意見賜りたいと思いますので、はい、宮瀧委員お願いします。

○宮瀧委員

はい。スコリアの年代につきまして、それだけ大きいスコリアだと、この辺の周辺の遺跡の発掘事例とかで、ある程度年代がわかるのではないですか。要するに宝永の前ってもう平安時代、9世紀、10世紀だからその辺はある程度わかるのではないですかね。埼玉の浅間のスコリアとかでね、もう大体スコリアが入る層というか、浅間の噴火歴ははっきりしているから、今ご説明あったスコリアでも、遺構の年代ある程度分かるのではないかなと思いましたが、その辺はどうなのでしょう。あるいは委員方の中で、田尾委員どうでしょうか。1cmの大きさですから。

○事務局

そうですね。おおよそ1cmから2cmはかなり大きなスコリアで、延暦・貞観のスコリアなのかと一瞬思ったのですけどちょっとそれとは違うのかなと思っています。ただ、25次調査の方で見ついているスコリアには似たような大きさのものがあるので、ただそこよりも遥かにこの溝の覆土で見つかったスコリアの方の量が多くてしまりのないものでした。

○宮瀧委員

ともかく下寺尾だけじゃなく、広範に降っているわけだから、もう周辺の遺跡の調査で確定されているのではないですか。そういうのがある程度、どうなのでしょう。

○田尾委員

周辺の遺跡の調査事例で、スコリアが割と純堆積の形で見ついているという、延暦の噴火の1年ぐらい経ってから降ったやつが、向原遺跡とか、尾尻八幡神社遺跡とか、秦野とか平塚ですけども、そういったところで確認して年代の目安になっているのですが、やっぱり土の中に紛れ込んでしまって、なかなか確認ができるっていう事例が少ないというのが現状だと思います。で、その延暦のスコリアにしても、そんなに大きくはないのではないかと考えています。それだけ1cmとか2cmのような大きなものになると、もう古墳時代前期ぐらいに古墳の周溝とかに入っているもの以外はちょっとなかなか見かけることはないですね。そのため、

ちょっと他にも類例を調べてみる必要あると思います。

○近藤会長

大村オブザーバー、何かありますか。

○大村オブザーバー

スコリアについてはですね、25次調査も観察できてそして6次調査でも観察できて、6次調査では、スコリアの分析を行って、所見をいただいています。ちょっと、歯切れが悪いのは、もう少し分析の事例を増やしたほうがいいのではないかと考えています。25次調査の方も事務局が慎重にスコリアの年代のことは言われてなかったのですが、それはちょっと言ってしまうのもいいのではないですか。

○事務局

はい。補足させていただきます。大村オブザーバーが言われた第6次調査で、環濠の上層に、大粒の黒色スコリアが堆積しておりました。その年代をテフラ分析いたしますと、その結果では、上が延暦貞観のスコリアが含まれていたということで、弥生時代の環濠の上層にそれが当たる部分に堆積していたということで、環濠の最終的な埋まりが延暦・貞観の段階になってしまうという少し考古学的には要検討な状況が見られました。それと、おそらく同じような黒色のスコリアが1cmとは、言い過ぎかと思いますが、5mmよりは少し大きいようなスコリアの方が、25次調査のI区、それから環濠の上からも同じように確認されました。それが延暦・貞観だとすると、その上に作られております版築遺構の年代も大分新しくなってしまいますのでその部分については慎重になっているという状況でございます。28次調査のスコリアにつきましては、ちょっと私もはっきり確認したわけではございませんけれども、1cm、2cmあったかどうかは記憶にはございませんが、大粒のスコリアであることには間違いないかと思うのですが、環濠の上で確認されたものと、28次調査で確認されたスコリアは、同じものではなさそうだなという印象は受けました。こういった大粒のスコリア自体が、基本層状の中によく残っていればいいのですけれども、基本的には遺構の中からは今確認をできていないような状態なので、厳密にこのスコリアが、どれくらいの時代かというのが、いまいち、まだとらえられていないような、そんな状況でございます。

○宮瀧委員

ともかく繰り返しますけど、ピンポイントでスコリアは降らないから。県の調査とかね、秦野とか厚木とか、平塚とか、広範に富士箱根系の火山噴出物、神栖スコリアとか降っているわけだから、それはもう決定的な年代を抑える根拠になる資料と考えます。サンプルじゃないかと思うのですが。ちょっと今は知りませんが以前、平塚市役所に森氏という、この辺の関東ロームのスコリア、火山噴出物の専門家の方がおられたから、そのような方からもう火山噴火も、特に有史以降は限られているわけですね。毎年とかあるわけじゃないから。だけれどもかなりそれだけサンプルがあれば、地質学の専門家とか、あるいは県の発掘調査報告書で、分析とかされているのではないですか。だからそれを早くされた方がいいのではないかと思います。難しいのでしょうか。埼玉のような場所とは違うので。浅間は降らないですね。富士箱根系ですね。かなりもうそれはわかるのではないかと思うのですが。すいません。今ここで答え言っていたかなくて結構ですけど。専門家の方に早く見ていただいた方がいいのではないかとということです。

○大村オブザーバー

おっしゃる通りなので、火山灰が降っていると思います。その代わり着地した場所がどういう場所かというのも判断は考古学からもしないといけないのですが、サンプルをもう少し取る必要があるかなという部分があります。そういう意味で調べていただいたものが違っているかということではなくて、もう少し遺構と火山灰の件数を増やして、この中でも例えば西方の北陵高校地内でも、そういうものもありましたので、今度はそのスコリアの比較をちゃんとするという部分での採取をすべきと考えています。一応サンプルは取っているのですよね。だ

からそういう意味では、あとは予算のことがあるかと思えますけれど。ちゃんとした分析を複数するという部分も必要かなというふうに私は思っています。ご検討ください。

○近藤会長
寺前委員。どうぞ

○寺前委員
ちょっと今の話から離れますが、25次調査の後ですけれども、時期に関わる遺物はどのぐらい出たのかということと、併せて柱穴のかなり拡張区というかⅡ区、Ⅲ区もちょっと痕跡が見つかったということですが、抜き取り痕とかは、写真見る限りちょっとわからなかったら抜き取りはしてないっていうような状況でよろしいのでしょうか。

○事務局
はい、時期がわかるような遺物についてですけれども、竪穴建物に伴う遺物が一番大きく出てきておまして、それ以外の遺物、いわゆる版築に伴うような遺物それから環濠に伴わない遺物というのは、はっきり出ていなくて、その辺が明確ではない部分がございます。
それから、柱の抜き取りにつきましては、根石と想定している部分につきましては、礎石の建物を想定しておまして、その部分については、根石があってその上に礎石があって柱が立っていたのだろうと理解をしているのと、版築のさらに下にもしかすると、古い建物がある可能性というのも当然ありますが、その部分についても、今回は版築を切開して、調査することをしておりませんので、こちら未確認になっている状況でございます。

○寺前委員
確認で根石と呼ばれている石に関しては検出状況が2種類上がって散らばっている状況と新たに、今日根石っていうか、版築の中に結構含まれているようになっていう表現もありましたけれども。特に後者の版築の中に入り込んでいるような根石と呼ばれているものに関してはこれ、機能的にはどういう役割を想定されているのでしょうか。

○事務局
はい。機能と言われるとちょっと難しいところではあるのですが、等間隔に礫の集中が見られますので、礎石の下に、その礎石を安定させるための根石であろうというふうに思っています。ただ、少しこれも検討しなくてはいけないかなと思っているのが、今言われた、本当に現位置なのか。というのが一つ課題としてあります。確かに等間隔に並んでいる部分がありますけれども、単純に礎石が取り外されて、根石が残った状態なのか、それとも根石自体も荒らされた結果その状態なのか、さらに別の文脈があってそのような状態になっているのかというのが、実は分からなかったです。まだ調査されていない部分でございます。この等間隔に礫が出ている状況もありますし、版築自体の土が本来であれば、互層になっておりますので、黄色い部分は黄色、黒い部分は黒ということになりますけれども、その部分を攪拌したかのように、ミルフィーユ状のものがブロック状に崩れて集中している部分が、この柱痕跡の周辺から多く確認されました。これがすなわち柱を据える時に一度版築を少し掘り下げてそこに根石を入れて、さらにその土を充填したのか、いろんな可能性があるかと思えます。あるいは、根石とか、それから礎石を取り外してその結果、その土がそこに堆積しただけなのか、というのがございまして、今後、その部分については集中して調査をする必要があるかなと考えています。

○寺前委員
はい。ありがとうございます。やはりいわゆる先行する根石を使った建物倉庫を壊した痕跡が、2度目の版築なりの整地事業で紛れ込んでいるのか、さらにそのあとの建物を壊した、抜き取りみたいな際に、根石が二次的に上がっているのか、まさにその後世の攪乱というか、根石が現状のように検出されているのかとおそらく何パターンかの根石って呼ばれているものの検出状況があると思うので、ちょっとその辺りを多分整理されると、ここで数字的にどういう建築があったかっていうのが、多分復元できそうな気がしますので、まだ整理段階だと思いますけれども少

しそういう時系列での確認をしていただくと良いかなと思いました。

○近藤会長
箱崎委員、どうぞ。

○箱崎委員

はい、私もこの25次調査のこの版築遺構と言っているもの、これはどういう状態の所を見つけているのかってところ、ちょっともう一つよく分からないのですが、掘り込み事業みたいのがあって、そこに版築をしているという状態なのか、検出面はほぼ平らという状態だと思うので、ある部分に盛り土するような形で版築をしているということなのか、どちらかなというところはちょっとこの断面図を見てもよく分からなかったです。あとは根石のところは石がなくても、そこの土の色がちょっと変わってそこにやっぱり柱か礎石か何かそういったものが、据えられていたか抜き取られたかそういった痕跡はあるわけなので、それが一体その柱を据える時の掘り方なのか、抜き取りなのかってあたりがもうちょっとこの部分的にこの6次調査のところで切られているところもあると思うので、そうしたところからちょっと分からないのかなと思っています。

あとはちょっと名称なのですが、版築遺構で遺構を言う時は版築遺構でいいですが、版築遺構を作るとかっていう表現になってくると、遺構を作っているのかってような形になるので。建てるとか作るとかっていう時は礎石建物跡とか版築建物跡だとかそういった言い方をしないとちょっと表現に混乱があるというのが一つありました。

もう一つは柱痕跡ですが、柱痕跡はやっぱり掘って立て柱に対して用いる言葉なので、最終的には柱をその上に立てるわけですが、見つけているのは、柱の痕跡ではなくて、礎石の根石とその下の根石がその掘り方かなんなので、礎石の痕跡って言うとくべきでしょうね。ですから礎石建物跡を見つけたとか、作るとかっていう表現になればいいですけどちょっとその辺の表現の気をつけていった方が、他の人には誤解を与えないかなと思います。

○近藤会長
ありがとうございます。他、県の方から何かありますでしょうか。

○萩原オブザーバー
ありません。

○近藤会長

はい。それでは報告事項の説明はそれ以上ということです。議事が始まってちょうど1時間、経ちましたので、ここで5分休憩を取りたいと思います。5分後にここにお集まりください。

(5分間休憩)

○近藤会長

それでは後半の部を始めたいと思います。史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡保存活用計画について、審議案件ですので、活発なご議論を期待します。よろしくお願いします。

【議題1 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡保存活用計画について（審議）】

○事務局

まず資料1-1から1-5でございます。こちらにつきましては事前に送付ができず大変申し訳ございませんでした。当日の机上配布となっておりますので、内容のご確認の方お願いできればと思っております。今回保存活用計画につきましては、大きな方向性を二つ、できれば本日決めていきたいと考えております。

一つの方針といたしましては、この活用計画書の中心となる部分の対象の話、それから、

A3の資料でも配っておりますけれども、整備の方向性です。今回重なる史跡ということになりますので、特に重なる史跡の部分の整備についてこういった形の方向性として整理をすべきか、この大きく二つをご審議いただきたいと考えております。それに伴って、資料順に説明をさせていただきたいと思っております。

まず資料1-1から説明いたします。1各年度の目標と策定スケジュールということで、今回の保存活用計画につきましては、令和7年度それから令和8年度で策定をするという2年間の時限が決まっております。令和7年度につきましては、骨子作成ということで、この資料には概ねI部II部までと書いておりますけれども、のちに説明いたしますIII部、IV部、V部までの骨子を可能な限り作り上げていきたいと考えております。前回の審議会につきましては、この保存活用計画の策定の進め方、それから構成目次のこと、策定にあたっての参考事例等を紹介させていただきました。前回の会議では現場視察と同日でございましたので、少し駆け足になってしまった感がございます。今回第3回部会ということで、大きくはIII部としたもの重なる史跡の内容について、検討をしたく思っております。第4回会議の3月25日につきましては、今調整をしております文化庁の渋谷主任調査官がいらっしゃる予定になっております。従って、全体的な案を可能な限りご提示したいというふうに考えております。

令和8年度につきましては、計画書の刊行年度になりますので、保存活用計画書の策定はもちろんのこと、庁議、庁内調整、それからパブリックコメント等を経まして、刊行という流れに向かっていきたいと思っております。大まかなスケジュールといたしましては、上半期に概ね保存活用計画書の素案を作成して、下半期は庁内調整、最終的な確認が中心になると見ております。

続いて、2番、経過及び進捗状況というところでございます。経過といたしまして、第2回部会で、策定の進め方や目次、重なる史跡の参考視点方法、参考事例をお示しいたしました。個別の内容の審議につきましては次回以降といたしまして、本日を迎えております。進捗といたしましては、第I部、II部につきましては、コンサルタントの方に依頼をまとめていただいております。III部以降につきましては事務局で案を検討中でございます。作成の過程で、第2回下寺尾部会でお示しいたしました、目次構成案に変更が生じたため、まずはその説明からしたいと思っております。それから変更後の構成に基づいて、III部重なる史跡に対する保存活用の基本的な考え方をお示しさせていただいております。その内容についてもご審議いただきたく存じます。それから第IV部それから第V部につきましては、再構成中になっておりまして、まだご提示するに至っておりません。

本日ご検討をさせていただきたい内容が3番になります。まずは、(1)で、前回お示ししました構成目次の変更について一つ。それから(2)でIII部の内容をお示ししておりますので、その内容についてのご審議、それからこちらが大きな方向性の一つであるIII部の後のIV部、V部の考え方になってございます。それから、こちらも大きな方向性の一である整備の考え方をご審議させていただきたく存じます。順に(1)から資料の説明をさせていただきます。

(1) 前回お示ししました構成の変更ということで、ご覧いただく資料は資料1-2でございます。資料1-2には下寺尾保存活用計画の構成案、目次案を載せております。変更前につきましては、細かい部分は、変更になるかと思いますが、大きな部分で、変更前はI部、II部、III部、IV部という構成でございました。I部は概要、II部は史跡下寺尾官衙遺跡群と史跡下寺尾西方遺跡の保存活用計画の個別の保存活用の内容を含むものでした。ここまでは変更はございません。III部以降の変更でございます。変更前のIII部では、下寺尾遺跡群としての保存活用計画を章立てして掲載をする内容になっておりました。IV部につきましては関連資料ということで、関連法令等を載せるような作りになっておりました。この作成を検討するにあたり、変更の構成というのが、III部以降がIV部、V部というふうにそれからVI部ということで、作り変えまして、III部につきましては、個別に重なる史跡に対する保存活用の基本的な考え方を、III部として位置付けております。というのも検討する中で、この重なる史跡に対する保存活用の考え方のボリュームが非常に多くなってきたというのが一つ。それからやはり、従来から分かっていたのですけれども、非常に難しい概念でありまして、整理が必要でありました。この保存活用計画の全体の構成を考える上でも一つの部として特出をしたほうがいいのではないかとということで、今現状はIII部ということで、特出をして、重なる史跡について内容を書く方針で検討しております。

一方、Ⅳ部につきましては、今度は個別の史跡のⅡ部、重なる史跡の考え方を整理したⅢ部を受けまして、Ⅳ部ということで、この一体となった保存活用の内容を入れるような構成に変更しております。で、これが概ね保存活用計画の内容にフィックスしてくるわけなのですが、後のⅤ部につきましては、整備の内容を抽出しまして、少し詳細に章立てをしております。整備だけ特出をして、Ⅴ部というふうに作り替えております。この整備だけ特出をしているというのが、この重なる史跡ならではの現地整備の整合性を図っていかないといけないところ、それから、重なる史跡を生かして整備をするという基本的な方針だけでは現地がどういうふうになるか分からない。青写真が描けないという課題をいただいております。さらに、整備の遅れというのもご指摘をいただいたところではございますので、今後整備に向かうにあたって、整備基本構想それから整備基本計画、実施設計、詳細設計というふうに流れていきますけれども、可能な限りその期間を短縮するような方向性を示すという意図がございまして、Ⅴ部を少し詳細に書くことで、ここだけ整備構想としておりますけれども、そういった位置付けをすることで、期間短縮を見込むものでございます。Ⅵ部は関連の資料として載せるものでございます。ということで、現時点では、Ⅰ部からⅥ部構成ということを考えております。検討する中でまた変更があるかと思っておりますけれども、現状はこのように考えている次第でございます。

続いて、資料の説明をすべてさせていただいてから、個別のご審議をお願いしたく存じますのでよろしくお願いたします。資料1-3、こちらがⅢ部に相当する重なる史跡に対する保存活用の基本的な考え方を示したのになっております。構成といたしましては、まず第1章で重なる史跡としての定義に係る部分を書いてございます。また、重なる史跡の特徴というのを整理してございます。この定義また特徴というのは、この重なる史跡に対して何か評価をしたり価値づけをしたりするようなものではなくて、重なる史跡そのものが示す特徴を客観的に列挙しております。

2章につきましては重なる史跡の可能性ということでまとめておりまして、この重なる史跡を保存活用することによって見込まれる成果とか、それから見通し、可能性ということで整理いたしまして保存活用に重なる史跡を活かすにあたって、どのような意義とか、可能性があるのかという観点で整理しております。

それを踏まえて、重なる史跡の課題ということで第3章を提示しております。

次に、第4章、重なる史跡の基本的な考え方という構成にしております。この重なる史跡の基本的な考え方というのが、後の4章5章以降の保存活用の根拠というか、前提となって、整理されていくという流れになってございます。

第Ⅲ部の詳細について少し補足をして説明いたします。まず第1章、重なる史跡ですけども、1-2、重なる史跡とはというところで、はっきり定義づけをしております。「重なる史跡とは異なる史跡が同じ場所に重なって存在する」という、保存活用上の保護の対象の重なりを指すというふうに言っております。厳密に保存活用上の保護の対象の重なりとしていいか、少し悩んでいるところではございますが、本質的には異なる史跡が同じ場所に重なって存在するというところが、定義でございます。そこから展開をいたしまして、この重なる史跡、全国に二例しかございませんけれども重なる史跡に通底する特徴、それから下寺尾官衙遺跡群、下寺尾西方遺跡の史跡が重なることによって、生じる特徴というのを分けて整理しております。それが1-3、重なる史跡の特徴となっております。

重なる史跡に通底する特徴といたしましては、ア) 同一性が同じ場所にあるということでございます。イ) 希少性、現時点では、史跡と史跡の二重指定というのは、福岡城と鴻臚館それから下寺尾の二例でございますので、現時点では、貴重な事例になっております。それから、ウ) 重なり、これは重なるというのは時代もそうでございますけれども異なる性格の遺跡史跡が重なるといった意味で、重なるというところに特徴を見いだしております。続いてエ) 広がり、こちら重なる史跡はもちろん重なるということなのですが、史跡の重なった場所を中心にその史跡自体が空間的に広がっているということを指すものとして広がりというふうに書いてございます。続いてオ) 多様性、重なる史跡自体、通常は一つの史跡であることが多いものですから、重なって存在することができるという、史跡の新たな側面を示すだろうと。今後も史跡の可能性の部分になってくるかと思っておりますけれども、史跡の多様な価値、多様性を示すものではないかということで多様性を特徴の一つに含めております。それから、カ) 保存活用の総合影響ということで、保護対象の史跡が二つ重なるということに伴って、保存活用、保

存管理、調査研究、活用整備といった取り組みが同じ場所で行われることによって、一本の史跡とそれからもう一方の史跡の保存活用がどうしても相互に影響します。これは良いも悪いも含めてございますけれども、制約や相乗効果が発生するというところで、以上6つの特徴を通底する重なる史跡の特徴だということで整理をしております。ちょっとそのとらえ方、可能性の方に行くのではないかとか、もうちょっとこういう特徴があるのではないかとというのがあるかと思えます。

続いて、下寺尾官衙遺跡群と下寺尾西方遺跡の重なりによる特徴ということで、四つ示しております。ア) 史跡の中心部分が大きく重なるという特徴でございます。福岡城と鴻臚館につきましては、福岡城が大きな範囲としてあって、部分的に鴻臚館が所在するという状況でございますが、下寺尾官衙遺跡につきましては、郡家それから西方遺跡や環濠集落のこの中心部分が同じ場所にあつて、それが北陵高校のところがございますので、結果的に大きく、中心部分が重なっているという特徴が見られます。続いて、イ) 二つの時代の史跡の重なりということで、下寺尾につきましては、一つは古代、それからもう一つは弥生時代という時代の重なりが見られるということで、今後重なる史跡が増えていった場合に、当然、縄文時代と弥生時代という重なりもあり得ますし、それ以外もあり得るということで、この古代と弥生時代の重なりというのも一つの特徴としてとらえております。続いて、ウ) 共通する立地環境条件ということで、両史跡につきましては、舌状台地の平たん面という共通する地形の広がりにも成立しております。この地形の成り立ち変遷を見ますと、すでに海岸線の方は現在の海岸線の方に近くなってございますし、厳密には違いかもわかりませんが舌状台地があり、周辺に砂丘、それから、後背湿地のようなものが広がるという全体の立地環境条件というのにも共通しているだろうということで、ウの共通する立地環境条件を入れております。台地ではなかなかないかと思えますけれども、仮に低地にあつた場合には、当初は湿地帯であつたけれども、埋まってきたが、多くなった場合には、砂丘の立地になるというような、仮に可能性としては、立地環境条件が変わってくるということも想定してございまして、今回は共通する立地環境条件というのを特徴として挙げてございます。それからエ) 異なる性格の史跡の重なりということで、こちら郡家とそれから環濠集落という異なる性格の史跡が重なっている。これは史跡や下寺尾に特有の特徴だろうということで、特徴を整理しております。こうした特徴を生かして、保存活用を進めるとというのが重なる史跡のポイントでございます。1章の説明は以上でございます。

2章につきましては、重なる史跡の可能性として6つ挙げてございます。一つは各史跡の一体的な理解と理解の深化ということで、個別の史跡の理解をするというのは当然でございますけれどもその史跡の理解にあつて、この二つの史跡、それから重なる史跡、あるいはこの史跡と史跡との関係を踏まえることで、より史跡の理解が進む可能性があるということを示しております。それから2) 複合遺跡群としての理解ということで、まず史跡の重なりというのが二つの時代、あるいは異なる性格の史跡が重なるということで、遺跡の特徴としては、考古学では、当然でございますけど複合遺跡という遺跡の特徴を持っています。同じく異なる性格の遺跡が地域的にまとまって存在するというこの遺跡群の定義もいろいろございますけれども、遺跡の地域的なまとまりと関連性ということで、遺跡群としての特徴も要素も持っているということで、重なる史跡や史跡の理解だけにとどまらず、複合遺跡や遺跡群としての理解に展開するであろうという可能性を持っているということで、これを設けております。3) なぜこの場所かという史跡の成立背景の理解ということで、共通の立地環境を持っているということは、史跡の成立、それぞれの遺跡の成立に対して、場所の選択が行われたと考えられます。どうしてこの二つの史跡が同じ場所にあつたのかという、当然疑問が生まれるわけですが、そういった調査研究ということにも進展をしていきますし、より史跡の理解、それから史跡の相互関係の理解に繋がるものだというふうに考えており、その可能性を示しております。続いて、4) 下寺尾遺跡群から見る地域ということで、今申し上げた1から3、これは相互参照することによりまして、下寺尾全体の分布する下寺尾遺跡群というこのまとまりを把握することができません。この観点というのが、地域史にとってはすごく重要でございます。古くは縄文から、新しくは北陵高校の現代まで、この地域史の理解を深めることができるという点で、重なる史跡の可能性として位置付けているものでございます。この地域史を知るきっかけになるという可能性があるということでございます。それから5) 「見る」から「考える」史跡、この単独の史跡でも考えるというのは当然あつたりしますが、これまで単独の史跡だけではない二

つの史跡、それから重なる史跡の視点、下寺尾遺跡群そこから展開する地域史、ここまでものすごいボリュームが出てきます。さらに、現地整備では、後に申し上げます複合的な整備を目指しているわけですから、その中でやはり史跡を見るだけではなくて、より考えるような、そんなような史跡になっていくだろうということで、その可能性を示しております。続いて6) 地域における展望ということで、まず重なる史跡は現時点では非常に珍しいということで、そのことについて全国発信できる史跡だと考えております。またこの「見る」から「考える」史跡ということで、理解を深める中で、そういった重なる史跡自体が学習とか交流とか、回遊の核として、格好の素材であると考えております。またこれだけ多くの切り口があるような史跡ですので、多くの方が史跡に関わってくれるだろうと期待しております。そういったことを促進できるのではないかと考えております。そういった状況というのは、学校教育それから市民活動、周辺地域との取り組みというのは、繋がっていくだろうと考えまして、地域としての愛着それからアイデンティティそういったものの形成に寄与できると考えております。また併せて、そういった活動が活発になることによって人が来ます。それから観光地というわけではございませんけれども、学習とか、来訪の機会増加や回遊の促進を通じて地域の活性化につながるのではないかと考えています。以上6つの可能性を第Ⅲ部で触れております。

続いて重なる史跡の課題、課題につきましては、1から6まで挙げております。中心は、各史跡の保存活用の整合に関わる部分になっていきます。まず(1) 重なる史跡の理解の難しさ、理解をできればいいのですが、遺跡が基本的には代表する一つの時代であるというのが多いかと思えます。土地に複数の時代が存在しているということが示されないままですと、基本的には一つの土地に一つの史跡という理解になりがちでございます。そのため直感的に、ここに二つの史跡があるというのは理解しにくいだろうと思っております。また、この難しさというのが、史跡の重なりとそれから遺跡の重なりという、そういった異相の問題もございませけれども、一つの史跡の理解をするだけでは、この重なる史跡というのは理解できないわけで、二つの史跡を同時に理解しなければ、重なる史跡というのが、完全に理解できないという単純に労力的なものも含めて、難しさというのが挙げられるのではないかと考えております。

続いて(2) 保存活用が分断されやすいということで総論的な文言でございます。保存活用を同じ場所で行われればということになりますので、相乗効果が出るものもあるかと思えますが、保存活用の各項目、保存管理、調査研究、活用整備、運用体制、運営体制が、項目ごとで行われたり、史跡毎に行われたりしますと、やはり整合性が取れない部分が出てくるということでございます。一貫性が重要だという留意点を書いています。以降は個別の整合性の話になっておまして、異なる時代の重なりによって、まず調査と保存の両立が難しいということでございます。今回の25次調査もそうでございますけれども、上層の遺構の保護を優先すると下層の史跡の内容がわからない。逆に下層の史跡を調べるためには上層の保存、保護について検討しなきゃいけないという状況が生まれます。

(4) 理解が片方の史跡上に偏りやすいということで、重なる史跡と言いながら、一方の説明しかしなかったり、あるいは処理をされなかったりすると、そこがやはり片方の史跡の時代だという認識になりがちになってしまうということでございます。

(5) 現地提示の組み立てが競合しやすい。これがまさに整備の課題の一つかと思えますけれども、同じ場所で現地提示を行う場合、地方で示せる範囲に限られるということになりますので、これを無視して、史跡ごとに整備を行ったりすると、当然空間表現がぐちゃぐちゃになりますし、説明と理解も難しくなる状況がございませ。

それから(6) 指定地外の関連要素の位置付けが曖昧になりやすい。これは直接的というか間接的な部分になるかと思えます。この重なる史跡の理解というのが、先ほど複合遺跡、遺跡群としての理解に発展させるというところから、当然史跡指定地外の要素もとり込むこととなります。そういった観点から指定地だけでは完結をしないということで、その辺をしっかりと位置付けをしないと、遺跡の広がり等が、位置付けが曖昧になりやすいということで課題を示しております。

この1、2、3章を踏まえて、第4章では重なる史跡の基本的な考え方を示しております。重なる史跡を保存活用に、どう生かしていけばいいかという考え方を整理しております。大きく5つ挙げております。この基本的な考え方は、先に整理いたしました。重なる史跡の可能性

の部分を引き継いで整理しております。

(1) 二つの史跡に優劣をつけず、保存活用の整合を確保するという一方で、どちらも優先はつけないとしています。ただし保存活用の整合は確保するという一方でございます。

(2) 遺跡の重なりからの理解から個別の史跡の理解につなげるということで、重なる史跡については重なっているということをしかり理解をしていただきまして、そこから各史跡の理解展開をします。それから重なる史跡の特徴を手がかりにして、相互の共通点、相違点、関係が読み取れるようにしていくということで、保存活用の整合を図るということです。それから複合遺跡、遺跡群、場所性としての観点を活かすということで、異なる時代の遺跡、それから関連するあるいは地域的に広がる遺跡の遺跡群としての要素、それから同じ場所、同じ地形同じ立地環境という「この場所」という観点に着目して保存活用をしていってはどうかというものでございます。

それから(4) 下寺尾遺跡群を地域につなげるということで、この複合遺跡、それから遺跡群、この場所性を踏まえて考えますと、下寺尾遺跡群という地域的なまとまりの遺跡の理解に繋がっていきます。下寺尾遺跡群としての理解を深めますと、やはり地域史の方が生き生きと立体的に示されていくようになるということで、この地域史につなげるということ、それからこの過程で「見る史跡」から「考える史跡」になるということで、多様な人たちが自由に歴史をとらえていける場になったらいいということで、そういったものを目指すことを書いております。

最後に、重なる史跡を活かして、地域の活性化を行うということで、学習の場、交流、回遊というのを核とし、積極的に学校教育、市民活動、周辺地域の取り組みというのを推進していくことで地域の活性化、それから地域への愛着、アイデンティティそういったものに繋がっていききたいということで、基本的な考え方を示しております。

続いて、資料1-1に戻りますが、これを踏まえて、IV、V部の内容について考えました。まず、前提として、各史跡の計画を並立しただけでは、保存活用の整合性が図れない。これは以前からも確認をしていることでございます。検討する中で当初重なる史跡の考え方、III部におきましても、IV部につきましても、重なる史跡としての整合性に特化した内容を整理しようかと考えておりました。特に整合性が必要な調査研究、それから整備に、概ね特化するような形で、この部分に気をつけていきます。この辺の整合性をとっていきましょうというようなIV部を考えていました。そして重ならない部分につきましては、各史跡の保存活用計画、II部の方を参照するという流れを検討していました。しかしながら、単一の史跡として保存活用を行う場合、重なっていない部分であっても、III部に記載している重なる史跡の考え方とか、地域史の理解が決していらないというわけではない。むしろ必要な観点であろうと理解しておりますので、そう考えますと、二つの史跡を対象とする保存活用計画というのは、各史跡の保存活用を当然行うのですけれども、それとともに重なる史跡の保存活用そしてそれをさらに包括した下寺尾遺跡群としての保存活用をIV部、V部に相当するものが必要になるのではないかとということで、事務局としては、下寺尾遺跡群というのを踏まえた上で、保存活用計画を作っていきたいと考えているところです。これは下寺尾遺跡群というのは、史跡のことを指してはおりませんので、そこがネックになる部分かと思いますが、この下寺尾遺跡群を踏まえた内容にするというのは、すなわち、下寺尾遺跡群の要素を、例えば史跡の指定をし、公有地化を図るといってはいけません。保存活用であれば、下寺尾遺跡群の内容は少し抑え目になるかもしれませんが、活用についてはそれを生かして、積極的に実施をすることが考えられます。

また整備につきましては、要素、個別の史跡の理解を大切にしながらも、射程としては、重なる史跡、さらに下寺尾遺跡群まで展開をできる内容が考えられます。調査研究につきましても同じようなことが言えて、保存活用の各項目に少し濃淡を出しながら整理することによって、整合性と一貫性を確保しながら保存活用がとれるのではないかと理解しています。そのため特にIV部につきましては下寺尾遺跡群をそこまで射程に入れた保存活用計画の整理をしたいというふうに考えております。これは大きな方向性の一つでございます。その概念的な図を描いたのが図1となっております。II部として整理した各々の保存活用計画保存活用と重なる史跡の保存活用を一体としてとらえた下寺尾遺跡群の保存活用という理解になっております。

続いて、こちらも大きな方針でございます。整備の考え方ということで、資料3-4、ご覧いただきたく存じます。この整備の方向性というのが非常に大きな要素となっていきます。二

つの史跡の整備は、説明申し上げたように、重なる史跡として整備する範囲がまず存在します。また、単一の史跡として整備する範囲というのもきつと生じるであろうと思います。事務局としてはこの重なる史跡というのを生かして、各史跡の特徴を最も示す遺構それから空間が、仮に重複した場合は、原則として重なる史跡として整備を行いたいというふうに考えておりますが、それぞれの遺構の分布、空間の状況によっては、遺構の分布は希薄けれども、空間が重なっている場合や、中央遺構がどちらか一方に偏る場合というのも当然想定されるわけで、重なる史跡としての整備だけではなくて、単一の史跡の整備として考えることも必要だろうと考えております。

また、重なる史跡、それから下寺尾遺跡群としての展開を踏まえた整備というのも念頭に置かないといけないというふうに考えております。そのため、大きな方向性を検討するにあたって、4つ整備案をコンサルタントの方に作っていただきました。図面でございます。この1-5という資料につきましては、部会終了後に回収をさせていただきたく思っております。あらかじめご了承ください。と思います。

まず方向性を検討するための4つの整備案の一つ目。この弥生時代の史跡下寺尾西方遺跡を単独で調査した場合の図面を、資料1-4の1枚目でご提示しております。重なる史跡と言いつつも、各時代の内容をやはり顕在化するという大きな目的がありますので、各々についてまず検討をした次第でございます。1枚目が下寺尾西方遺跡の仮に整備した場合の状況。2枚目が史跡下寺尾官衙遺跡群だけを考えた場合の遺跡整備の平面計画図になっております。3枚目が、分層させた場合の案でございます。ただしこの整備案につきましては、ゾーニングをしております。北陵高校の部分を中心に、方角でいうと東側、右手側を官衙、左手側、西側を弥生の集落としてゾーニングをして整備をする案でございます。七堂伽藍跡の部分につきましては、単独の整備というふうになっております。4枚目、こちらが同じく重層する案なのですが、ゾーニングという案を取っておりません。官衙と弥生の環濠集落を同一空間に併存させております。これはすなわち何で区別をするかと言いますと、例えば表現方法、例えば官衙につきましては、柱などを復元し立体表示をする。一方、弥生につきましては、平面的な表示、あるいは掘り込めた遺構表示をする。そしてそれぞれの史跡が分布する遺構の状況を踏まえて、例えば表示する高さ、地盤面を上げたり下げたりするというようなことをもって、ここのゾーニングであります。重なり合うというよりは隣り合うような史跡になってしましますが、あえて空間を分けずにする事で、重なり合うということを表示した整備案です。

各々整備の詳細につきましては、弥生時代につきましては、環濠集落が最も大きくなる。外側環濠ができ始める、2期3期というのを対象にするとか、それから官衙遺跡群につきましては、官衙の方が前期後期で変遷が想定されておりますけれども、前期を中心にするとか、そういった細かい部分はございますけれども、大きな方針整備の方針として、西方単独、あるいは官衙単独、あるいはその二つを重層させた混在させたゾーニング案、それから混在させた案ということで大きな方向性としては四つ考えられるのではないかとということで、重なる史跡の部分については、どういう方向性で整理をしていくべきかこの大きな方針をご審議いただきたいというふうに思っております。以上長くなりましたが資料の説明は以上で検討内容、構成の変更、それからⅢ部の内容それから計画書としての、特にⅣ部、Ⅴ部に関わる部分の全体の考え方、それから最後整備の方向性の考え方、以上4つのご審議よろしく願いいたします。

○近藤会長

それでは自由に皆様からお話を伺って、それを事務局で揉んでいくという方法を取りたいと思います。箱崎委員、口火を切ってください。

○箱崎委員

はい、説明聞いて、大変感心しました。よく考えておられるなと思ひまして大変真面目に取り組んでおられるという姿勢をよく感じました。けどちょっと考え過ぎかなという気もしないでもありません。重なり合う史跡というのは複合遺跡という言い方がありましたけど、この辺は言ってみればどこにでもありますよね。大抵のところは複合遺跡で、単独の遺跡というところはほとんどないのですけども。史跡が重なっているというのはどういうことかということ史跡そのものは、日本の歴史を語る上で欠くべからざる遺跡が史跡というふうに呼んでいるので、

それがたまたま弥生とそれから官衙で両方ちゃんと見ついているというところがここと福岡城だけだということなので、それほど堅苦しく考える必要もないかなというふうに思います。

だけど一旦こういうことを考えてみるとどういったところに問題点が生じてくるか。それから計画を立てる上でどれだけ難しいのかというようなことが明らかになったと思うので、すごくよくまとめてくださっているなと思いました。あとはこの4案ですね単独の案とそれから重層の二つ。先ほどの表現で隣り合う遺跡とそれから重なり合う遺跡の表現というような言い方がありましたが適切な面白い表現の仕方と思って感心して聞きました。これもやっぱり、この遺跡は優劣をつけないというのはその通りだと思いますけども、この遺跡の中でこの場所ではこの表現を、ここの建物、それから遺構は表現したいよねという部分は必ず出てくるだろうと思います。その辺りは少し、実際のその場所に立った時にどういうふうな必要性が生じるかというようにここで考えてみるというのはあり得るので、その理由は後からつけばいいということでもあります。

そのため、あまり堅苦しく考えずにここではやっぱりこれを表現しないといけないよねとかを考えたらいいかと思います。それにあたっては、保存活用計画と言っているようにやっぱり活用をどういうふうにこの場所を使っていくのかというようなことを考えると、その辺の答えがおのずと出てくる可能性があるのも、今はこの整備をどうしようかということが中心になっているので、そのハードの部分ですけども、活用をどうするかということも考えると、その辺の答えが少し出てくるかもしれません。どういうふうに使っていくのかというようなことを考えないというのがないとは思いますが、現状でそれがなかなかできないというところがすごく難しいところだと思います。

それから、今考えているのはこのハード中心だと思いますけども、全然違った考え方をしてみてもいいかと思いますが、例えばなんにもない普段はグラウンドになっていて、これは夢物語ですけどボタンを押すと、この弥生の風景だけがバーッと見えるようなとかですね。もう一方、ボタンを押すと官衙の風景がこう見えてくるとか。そんなようなソフト的な要素も取り入れるっていうのはあり得ると思うのと、ハードの部分も、そしたらそんなに気にせずに行けるだろうと思うので、何か違った発想の転換してみるっていうのもいいのかなと思います。映像で作るのはその一つの方法だとは思いますが、よくあるのは100分の1の模型とか作ってこの博物館とかでいくとボタンを押すと、官衙のところだけがバーッと明かりがつかたりするような展示があると思いますけども、その実地版みたいな感じの整備とかを考えてもいいのかなと思います。その方法もまたいろいろあるだろうと思うので。そのハードの整備というところを少し打破できるようなやり方ができたら、また注目が浴びるのではないかという気がしました。ただの感想になってしまっていますが以上です。

○近藤会長

寺前委員、ご意見をどうぞ。

○寺前委員

はい。ここは本来来てよかったなと思って話を聞いておりました。哲学の部分が非常に明確になったと思いました。それを受けて、ちょっとイメージだけで話をしますけども、キャッチフレーズとシンボルは必要なだろうなというふうに思いました。ちょっとこれは本当大きなキャッチフレーズとして、思いついたのが、「東の吉野ヶ里」というイメージを思いつきました。これ何かというと、吉野ヶ里は弥生の集落で、官衙ではないですけど官道が走っていて、官衙風の建物群も見つかっています。ちなみに偶然なんですけど、今週末の茅ヶ崎市のシンポジウムと同じタイミングで、佐賀の吉野ヶ里の方で官道官衙シンポジウムを吉野ヶ里遺跡の民間主体でやっております。確か近江氏がお話されます。規模も違うし、史跡はもちろん吉野ヶ里は弥生メインですけども、例えば「東の吉野ヶ里」という強いメッセージというのは一つ、今日の話も聞いていて、思いつきました。どうしても下寺尾の場合はやはり官衙が走っているだけというのはあるのでそれを逆手にとると吉野ヶ里っていう言葉を重ねると、実は弥生なのだということ、官衙と弥生の化学反応的には面白いかなと思って、今日の話も聞いて、勝手に思いつきました。

もう一つは、「重なる」はやっぱり良いキーワードだなと思っています。そのため副題まで

考えたのですが、「東の吉野ヶ里、二つの過去が重なる史跡」というところで、やっぱり過去でも時代でもいいのですが弥生と古代、農村と郡家というのをまず明確化していく、キャッチフレーズとして明確化していくのが大事だと思います。今日示された哲学を踏まえて、一般の人にもあるいは役所内でもわかりやすい共通のキーワードというのをまさに作り出すのが大事なのかなと思って聞いておりました。

箱崎委員がお話されたハードの問題ですが、今回出てきた案を見ても、焦点を絞るのは「重なる」というのを現地でどう見せるかというのは重要だなと思いました。それで言うと官衙と弥生が出て、重ねられている4枚目の案のコアの部分で、官衙の中央の区画がちょうど環濠と重なるという、当然切り合い関係があるわけですが、こういうところの整備というのを軸にすると、まさに官衙があってその溝がでているみたいな、ビジュアルはできるのかなと思いました。ただこれハード作り込むとお金も時間もすごく大変ですから、箱崎委員がおっしゃられたようなソフトですね今VRとかも多くやられていますけどそれはもちろん応用をぜひ検討していただきたいと思うのですが、ただ一方で現地におけるシンボルというのは見てわかる、その場に立って「これ重なっているよね」ということが、小学校の低学年ぐらいから理解ができるようなシンボルづくりのハードは、最低限必要だなと感じました。いわゆる見せ場としては、この中央の区画と溝が重なっているところは、見せ場として考えるのがいいのかな、そこから派生して、重なるゾーニングというのは、どうしても運用上、施工上の問題もあると思うのですが、やっぱりその軸に周りをどう整えていくかっていうところがいいのかなって言うふうに話を伺っていて思いました。やっぱり難しさがあってなかなか進まなかった部分もあると思うのですが、難しさを逆手にとって唯一無二の魅力にしていく。重なる史跡ですよ。それをうまくアピールして唯一無二の価値づけをしていくとまさに今日示されたストーリーというのは、大変良いと思います。

○近藤会長

ありがとうございました。地元の立場から宇尾野委員いかがでしょうか。

○宇尾野委員

根本に関わる問題が地元にはニュースが入って参りまして、年末ですけれども、この史跡と北陵高校の問題。史跡の上に北陵高校が建てられないかと県の考え方として入ってきております。これの真偽を今日、一つは確認をしたいと、もしこれが本当であれば、こういう活用計画はもう無に返します。県の方がいらっしゃいますので、どういうことなのか確認をしたいと思っております。

○近藤会長

どうでしょうか。何かあるのですか。

○萩原オブザーバー

私は文化遺産課なので、そこは教育施設課が所管なので詳しいことはわかりませんが、少なからず現時点の下寺尾官衙遺跡群の保存活用計画上で新しい建物の取り扱いについてどう記載されているかですね。その記載によって建てられるか建てられないか決まってくるかと思っております。もちろん史跡敷地内でおそらく建物を建てるのは多分できないと思っておりますので、私はそういった認識でおります。

○宇尾野委員

はい。ある程度の地位の方からの依頼でこの情報が入って参りました。「地元から、両方大事だから、同じところに建てられるようなことを、市の議会に提案してくれ。」という具体的な話で入って参りました。それもある程度地位のある方からのお話ですので、そう無下にはできないお話です。これ、確認したいのは、建てられないということでもいいですね。

○萩原オブザーバー

そこは都道府県が云々話をするのではなく市町村の判断だと思うのですが、市町村がどうい

う取り扱いをしているかによって都道府県の高校側の対応も変わってくるかと思います。

○宇尾野委員

だから、市議会に提案してくれと、市町村で決められるというふうに。この場合には、茅ヶ崎市に決定権がある。県立高校ですからね。

○萩原オブザーバー

県立高校なので学校側が市にここで建物を建てたいですというふうに要望した上で、市・県が国と協議をする。国指定史跡ですので最終的な判断は国がするものですが、その取り扱いを判断するのは市町村の仕事だと思います。

○宇尾野委員

ということですね。判断は市町村がするというのでわかりました。はい。そこがちょっと非常に今大きな問題ですので、決してその北陵高校を外に出てって欲しいという気持ちはありませんで、幾つもの案を出しているのですよ。ここはどうだっていうこと。それで県の方も非常に困っているのでしょうね。場所がないということで。だからそういう案が出てきたというふうに理解はしておりますけれども。それで今の確認は、最終的な結論は市で行えるということを確認できればありがたいですね。

○近藤会長

書類上の取り決めはそういうふうになっているということですよ。

○萩原オブザーバー

国指定史跡ですので最終的に建てられる、建てられない、の判断をするのは国だと思います。ただ、そこで事前協議として建てられる、建てられない云々の判断をするのはもちろん市・県の仕事でもありますので、一つ県立学校側が市側にここで建物を建てたいのですがという協議をした上で県と市が国へ協議を行うということ。ただ今現状この下寺尾保存活用計画がありますので、そこでの取り扱いがどうなっているかをご確認いただいてそこでの判断が第一の部分にはなってくると思います。加えて申し上げますと現在、国から補助金を受けて買い上げをしており、あと現状こういう保存活用計画の策定の費用とかを国からもらって、作っているにもかかわらず、いざ「この場所で学校を建てたいです。」となると、国からは国側としても、「今まで何のためにこの補助金、お金を交付してきたのですか。」という話もなりかねないので、そうそう一筋縄にはいかない話だと思います。

○宇尾野委員

だからやり方として地元それを先に振ってくるというのは、やり方を少し間違えているんじゃないかなと思いますね。それはやっぱ市と県と話をしてもらわないと困った問題です。それをいきなり地元それをもって来られても、どうしようもないと思います。

○近藤会長

事務局はこの件についていかがですか

○仲手川社会教育課長

はい。市の社会教育課としてですが、県からそういうお話は一切聞いておりませんので、把握はしておりません。

○五味委員

弥生とこの官衙遺跡が重層するっていうのはここに例えば古代が全部見えるっていうことですよ。ただ吉野ヶ里だと一つのところだけなのだけど、ここには古代社会が見えるということが、非常に重要なところですよ。他のところではこういうのがないので、そしてこのところに福岡城と鴻臚館ですか、あれは一角が少しそうだったというだけだから、そういう意味

では古代が見えるということではないわけなのですけども、ここでは弥生の社会とそれから官衙を中心と社会、そういうのが見える。普通ですとああいうふうな舌状台地上だと、やっぱり中世だと城郭みたいなのが立つのですけれども、そういう場所ではないのですよね。軍事的要衝ではないが交通の要衝なのですよね。そしてこの南に海が見えて、富士山が見えてという非常に景観が著しく良いところ、そこで中世が展開しなかったということがまた面白いところなので、そういう側面からどういうふうに史跡を守りつつ保存する計画、見せる計画を立てるかということにかなり重心を置いていただければと、こういうふうに考えております。

○近藤会長

ありがとうございます。宮瀧委員。どうぞ。

○宮瀧委員

箱崎委員が最初おっしゃったことと同じように考えたのですけども、重層化しているのは別に重層化しようと思って、弥生の環濠があるところに郡家を作ろうとか思ったわけじゃないわけですから。結果としてそういう立地が選ばれたってことで、各時代それぞれの理由から、そこが活用されているわけですよね。だからあまり、弥生の環濠集落と古代の郡家をそんなにこう結びつけるものもないと思うので、それぞれに良い形でね、考えればいいと思います。

それで私はもう前から下寺尾官衙遺跡群については、寺前委員のコピーを作るとすればもう教科書に載る。郡家遺跡という言い方をずっとしているのですけども、五味先生が作られた山川出版社の詳説日本史はなにが出たか皆さんご記憶ですよね。横浜の長者原遺跡、続き郡家の模型が出ているわけですよね。模型じゃなくて、本当に現地に行けばね。郡庁と倉庫と、氏族の建てた氏寺とね、もうセットで残っているというこれ日本に一つしかないと思うんです。もっと言えば、田尾委員が盛んに講演でもずっとおっしゃってきた船着場からね。もう本当に絵に書いてあるような地方郡家のモデルが現地に復元される可能性があるわけですよね。だからいっぺんに全部できなくても、少しずつ行っていくとかね。やっぱり教科書に載る、現地の遺跡っていう言い方が僕はいまだに生きていますので、下寺尾の官衙遺跡の方はそういう方針でやっていただけたらと思います。

弥生について私はちょっとよく分からないのですけど、例えば大塚歳勝土遺跡なんか行くと、環濠の中にね、防御的ないろんな施設が復元されたりして、やっぱりよく分かりますよね。だからやっぱり学校教育との連携で、うまくできるといいなと思います。

それから、この計画には入ってこないのかもしれませんがやっぱり気になるのは、作った後の維持管理です。どこの史跡に行っても、草刈は地元の皆さんのボランティアをお願いしているとか、シルバー人材センターをお願いしているとか、いろんな話を聞きますし、これからもう日本列島どこの自治体も税収が減って、大変厳しい状況になってくる中で、マンパワーも、そういうシルバーさんだっていなくなるかもしれない。だからそういうのを人力で環境整備をするのではなくて、さっき寺前委員もおっしゃっていたようにバーチャルな世界でね、再現するとかそういうことも、視野に入ってくると思います。

そういうちょっと、今後行政がこういう整備、活用をどういうふうにするか。田尾委員が以前、道の駅と遺跡はよくペアになって残されているという話をされていましたが、博物館もそうなのですが、本来業務で市の収益を上げようとかは無理なわけですよね。入館者を5倍にして入館料で全運営経費を賄うなんてできっこないわけで、私は前からそれは別のものを作ってそっちで収益を上げるしかないと言っているわけですね。東京の府中郷土の森などは、博物館の外の建物園とか、梅林などで公園として収入が高くあってその収益で博物館運営しているわけです。単なる遺跡二つでその収益が上がるわけないので、そのエリアの中に、道の駅も茅ヶ崎はすでにできちゃったと思いますけど、生涯学習施設など、そういうのをそこに作ってやるとか、何かそういう史跡とは違う形で、そこを活用する視点も入れていかないと、歴史だけの学習施設としての利用ではなかなか将来的に保っていけないだろうなと思います。静岡の神子地遺跡とかね、行くともう荒れ果てたような感じっていうと、静岡の人に悪いのですけどね。本当に住宅街の中で何か寂れちゃっているような形で残してもね、本当にもったいないですよ。田尾委員にバトンタッチしますけど活用では、たくさん全国を見て、いろいろなアイデアがあるのではないかと思います。以上です。

○近藤会長

田尾委員、お願いします。

○田尾委員

宮瀧委員にふられましたけれども、ほぼ皆さん発言された通りで、特に付け加える点はないのですけれども。やっぱり今日事務局がずっと説明をされていたのは、非常にきっちりと考えたのだなというふうなことで感心をしたのですけれども。箱崎委員が言うように、ちょっとこう考えすぎて、くどいところが随分あるなというふうなところはちょっと思いました。もう少しすんなりと複合遺跡の考え方でその中でも、特にこの二つの時代が特徴的なので、日本を代表する遺跡として、史跡になったのだ。それをどういうふうに両方を十分活用見せていくかというふうなことが、やっぱりこの活用計画の肝かなというふうに思いますので。そういったときに、箱崎委員が言われたような、VR・ARなどを使った活用や、あるいは、やっぱりいわゆる写真映えとか、あるいは実感的に大きさであるとかそういったものを見られるように、いくつかの復元建物、遺構復元などを交えながら、整備をしていくといいのかなと思います。

特に寺前委員が言われたように、その重なる部分の環濠と区画のですね、あの部分は、いい土地をつけられたなというふうに思いましたので、おそらく探していけば、史跡にはなっていないなかったり、あるいは史跡なのですからそれほど知られていなくて、複数の時代の遺構が復元されていたり、あるいは結構苦労して整備をしている例。例えば小田原城遺跡は御用前やぐらのところ、中世の下から館跡が出てきて、それをその近世と中世どういうふうに見せるかっていうふうなことで、結構苦労していたりしているので、そういったところも少し参考にしながらいくといいのかなと思います。

宮瀧委員が言われたような活用の面では確かに博物館とかあるいは道の駅等の施設が近くにあって、相互作用を高めているというふうなこともあります。ちょうど今茅ヶ崎市では、旧藤間家の保存活用計画を作っていますけれども、あちら側には道の駅ができたので、どういう回遊性を確保するのかということが今後問題になってくるのかなと思います。下寺尾の方は、やはり地産品とか、あるいは近くに酒蔵もありますし、そういったところを北部での回遊性というのを見据えた活用計画を作ると良いと思います。あるいは、多少の復元建物を建てて、VR・ARのような、そういった仮想で各時代を見せるというふうなものを活用しながら、例えば防災拠点としても活用するとか、そういったいろんな考え方はあるのかなと思っています。いずれにしても、基本方針を大体決めたと思うので、あとは具体的にどういうことができるのかというのを少し詰めていったらいいかなと思いました。

○岡本委員

よくまとめられたと思いますけれども、気になったことを三つぐらい言いたいと思います。一つは資料1-3の第Ⅲ部の重なる史跡に対する保存活用の基本的な考え方の次の2ページ目の下の方ですけども、異なる性格の史跡の重なりで、重なる史跡の一つは郡家の遺跡、もう一つは集落の遺跡という表現されているのだけど、片方は郡家ということ言っているならば、もう一つは、大規模な環濠集落と言って欲しいと思います。単なる農村というレベルを超えたところが下寺尾であると思います。それは強調したいと思います。

それと資料1-1の裏の2ページ目の図1の表現の仕方。これ重なる史跡が小さすぎると思います。こういう表現するのだったら重なる史跡をもっと大きくして、かなりの部分が重なっているところを表現して欲しいと思います。それとこの取扱注意の4枚のページですが、これ議論したら終わんなくなるのではないかと思うのだけでも、今日二つの報告を受けましたけども、古代の溝と弥生の環濠すぐ重なるところその延長のところはずっと議論してきて、私は主張しているけれども、中途半端に表現しているとね。この古代の南北の溝は、発掘されているわけだけでも。南北の溝はずっと今まで大村オブザーバーが図化されたけど東西の溝は今なかったのではないかと思います。これの根拠を知りたいと思います。ただの溝はこれだと、弥生の溝と重なってしまっているのではないかとね、中途半端で十分な検討がないからこういうことになっているのだなと思います。環濠の方向も北に突き抜けるのではなくて、東回り、西に曲がるようになっていくけども、これは根拠がないと思います。実際そういう曲がるどころ

は見つかっていない。そういう検討の余地が、南側もあるだろうし。ちょっと夢を膨らまし過ぎているところがあります。今回の報告は東側に展開するというの大きな成果があったと思いますけども、検討の余地たくさんあると思います。

○近藤会長

ありがとうございました。大村オブザーバーどうぞ。

○大村オブザーバー

委員の皆様がおっしゃった部分で十分だと思うのですが、ちょっと考えすぎだという部分は、結果としてこういう文章になっているのだと思います。事務局中心で私も少しお手伝いをしていましたけれど、結構考えてしまったのですよ。というのは、多分重なる史跡という言葉自体は文化庁が認識しているかということが、私にははっきりと理解できていない。一つ一つ指定をしていただいて、二重指定という形になっているのですがそれをどういうふうに整備を進めているかというのは、文化庁自体が、その経験は多分ないです。福岡城については五味委員がおっしゃるように、ちょっと中心部がずれているので、そんなに問題にならなかったと思います。しかし、下寺尾で考えると、きちっとこの現象を、どういう可能性があるのか、どういうものを定義するのかということをもっと整理しないと、私たちが安易な感じで出した場合、これはもう文化庁から駄目出しが来るだろうというふうに、自分にも言い聞かせながらやりました。

このⅢ部については、実はもうすでに附編でいろいろ議論をしていただいたところが核になっていますので、大筋は変わらないと思います。ただ、形をきちっと作って文言を作っていないと、おそらく遺跡群をどうこうするところまで持って行くかどうかは別として補助対象の二つの史跡を対象とした保存活用計画という、役所的なそんな範疇からは、なかなか新しいものできないなと思うので、ちょっと理論武装のために事務局には頭をひねってもらったということです。

ただ、ハードとソフトがあって、箱崎委員、田尾委員が言われたように、ある意味最終的なあれは、それらがあって、どういうふうにするのか、AR・VRもいいし。ただし、シンボルも欲しい。結局ここも重なっているんですね。博物館だったらボタン一つでバーッといろいろ出てくるけれど現地はなかなか難しい。現地押し出しすることも難しいです。そこら辺は、新たな挑戦をしながらこういうふうなことで、複合遺跡がどこでも当たり前だと言われてるんですけど一般の方には複合遺跡そのものも理解がなかなか難しい。であれば、史跡が二つあるのだということを生かして遺跡を学んでもらう。「見る」から「考える」という事務局のそういうテーマも含めて、私はいいのではないかなと思って一緒に進めてきました。

今日の意見いろいろございますので、文言はいろいろあるかと思うのですけれど。要は、スピード感を持ってやりたいのですが、まずは文化庁にこれを納得してもらわないとそうじゃないかなと思ったので、初めてその重なる史跡という定義をして、それにどう整備をしていくかという、茅ヶ崎が考えて県の協力を得ながらやっていくというその背景に、委員方にもご一緒になっていただきたいということで、今日はオブザーバーですけどそんな意見を言いに来ました

○近藤会長

それでは事務局は肝に銘じてということで、次回整理をして検討加えてください。よろしく願いいたします。皆様言い残しはありますか。

○箱崎委員

考えすぎだというのはちょっと失礼な言い方だったかもしれませんが、多分、今後具体的に整備の内容とか4章5章を考えていくと、ここの部分ではこういうふうなこと言った方がよかったねというのが後から出てくるだろうと思います。今のところはもうこれはこれでいい、先にやっば進んで具体的にどんなふうにしていくのかを考えていったら良いと思います。その時にこの理論ではちょっと駄目だったねとかいうようなことが出てきたらここにこう書き足してというようなことをすればいいので、これを完璧にしないと先に進めないっていうふうになっちゃうと、本当に進めなくなっちゃうだろうと思いますから、ここはまだ、もう8割方でも

きているというふうに思って、進んだ方がいいのではないかと思います。

○寺前委員

私も言いましたがソフトですね。VR・ARみたいな話も出ました、これらのイニシャルコストは安いですが10年20年もたそうとすると、多分入れ替えとか、過去の作ったものが、ハードが上がっちゃうともう使えなくなるとか結構いろんな問題を各地で生じています。そのため導入するのは私も全く反対ではないし、時流に合っていると思いますけども、イニシャルコストだけではなくて維持の問題は考えて、あの手のものは非常に維持コストがかかる危険性があるということは、今の段階で、計画の中で意識していただければと思います。以上です。

○宇尾野委員

はい。最後一つだけお話をさせてください。史跡地へのアクセスも、ぜひ計画をしていただきたいと思います。この辺りはものすごく道が狭いのですよ。来るのが大変ですので、ぜひこの点もお願いします。

○田尾委員

私の方もくどいというのは言い過ぎだったかもしれません。ただ今後パブリックコメントを行うようになると思うので、一般の市民にもわかりやすく、書いたほうがいいかなというふうなことが、ちょっとあったものですから。

あと少し事務局に聞きをしたいのですが、来年度の埋蔵文化財関係の予算が大分切られたというふうなことを漏れ聞いております。博物館協議会でも社会教育課の文化財保護担当とコラボする計画がいくつかあるけど大丈夫かなと聞いているのですけれども。例えば調査を行った後の、公開や見学をしていくのは、やはり下寺尾のことを大きく地域の人にアピールする機会だと思えますし、いろんな例えば発表会とか、そういうふうなことで、予算の方は大丈夫なのかだけ聞いておきたいなと思います。

○仲手川社会教育課長

予算につきましては、厳しいという状況が事実でございます。予算の額等に関しては今後3月議会にかけてということで今、具体的なお話はできませんが、埋蔵文化財に限らず市政全般どこも非常に最初の予算要求をする上で非常に厳しいということで、予算要求をして、形にして、議会に諮っているところです。非常に厳しいという状況でございます。以上です。

○田尾委員

頑張ってくださいとしか言いようがないのですけども、お金がかからない方法等もありますので、できるだけそういった特に公開活用を中心とした事業なんかは、なるべく維持できるような、そういった体制をよろしくお願いします。

○仲手川社会教育課長

はい。審議会でもそのような皆さん強い想いと強いお言葉があったということは今後の予算要求に生かしていきたいと思えます。ありがとうございます。

○萩原オブザーバー

すいません皆さんご意見いただきありがとうございますと内容につきましては、先生方から意見をいただきまして事務局の方にご対応いただくとして、1点ご質問なのですけど3月25日予定の第4回会議に文化庁の渋谷調査官がいらしていただく予定ですが、ここにI部からV部を提示するって書いてあるのですが、今回の資料で提示されたのがI部からIII部だと思えます。IV部、V部もこの3月25日に提示されるのでしょうか。

○事務局

渋谷調査官との対応につきましては、今後、萩原オブザーバーと調整をさせていただきたいというところでございます。I部からV部というふうに示したのは、下寺尾部会で審議をした

いというような決意の表れを書いたような状況です。文化庁が来られるということは当然、これは中間報告という形になるのかもしれないのですが、どういう方針で進めているのか示す必要があると思います。もちろん一番良いのは、一定程度の素案をしっかりとご提示した中で、文化庁にご指導いただくというのが一番良いかとは思いますが、検討段階では少し変更が生じるかもしれないという状況です。

○萩原オブザーバー

分かりました。ありがとうございます。

○近藤会長

はい。それでは事務局へお返します。

○仲手川社会教育課長

事務局より2点ご連絡をさせていただきます。1点目は遺跡セミナーのチラシを皆さんの机の上に配布させていただきました。こちらは2月22日にまちぢから協議会、下寺尾遺跡部会主催ということで宇尾野委員のご協力をいただきまして開催をさせていただきます。また、内容については終わった後にご報告とさせていただければと思います。それと次回の会議日程について3月25日予定ということで進めております。この詳細につきましてまた担当からご連絡をさせていただきますのでよろしくお願ひします。

○事務局

シンポジウムの資料を二つお示ししております。一つは、川崎市のシンポジウムの資料でございます。史跡の指定の10周年を記念したシンポジウム、川崎ステージ、それから茅ヶ崎ステージを行うということで今年度も頑張っております。

一つは川崎市シンポジウム資料でもう一つの緑色の方が、茅ヶ崎ステージのシンポジウム資料です。2月14日に開催の官衙遺跡の整備と活用ということで、シンポジウムを行う予定になっております。国学院大学の青木先生に記念講演をお願いして、先進市をお招きしてパネルディスカッションまで行う計画をしておりますのでご承知おきください。

○仲手川社会教育課長

それでは皆様、長時間にわたりご審議いただきありがとうございます。以上をもちまして令和7年度第3回茅ヶ崎市文化財保護審議会下寺尾遺跡群等保存・活用部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。